

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育推進課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	小学校又は中学校の変更
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	学校教育法施行令第 8 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	学校教育法施行令第 8 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>保護者の申立に特別な事情があると教育委員会が認めたときは、下記の判断基準により指定校を変更することができる。</p> <p>(1) 家庭に関する理由 保護者等がすべて勤務あるいは病気療養等により、下校後の保護に欠ける状態にあるため、他の学区の家庭に保護されている場合</p> <p>(2) 住居に関する理由 ア 転居予定・一時転居 住居等の新築により転居が予定されている場合、家の増改築等で一時的に別学区へ転居する場合 イ 町内転居 転居により指定校が変更になり、保護者から前籍校に就学させたい旨の申立があった場合 ウ 町外転出 転出により指定校が変更になり、保護者から前籍校に就学させたい旨の申立があった場合 エ 転入予定 町外に居住し、今後 6 か月以内に通学区域内に住所を定めることが確実の場合</p> <p>(3) 身体的理由 心身の障害等の理由により指定校への就学が困難な場合</p> <p>(4) 地域の事情に関する理由 通学距離及び交通環境、通学上の安全上等から配慮を要すると認められる場合</p> <p>(5) 教育上の配慮 いじめ、不登校により在籍校への就学が困難と認められる場合</p> <p>(6) その他の理由 その他特別の事情（部活動等学校独自の活動を含む）があり、教育委員会で特段の配慮が必要であると認めた場合</p>

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	30日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日